

地域雇用開発奨励金計画書



事業所の設置・整備及び雇入れに係る計画について、本奨励金制度の内容・支給要件(不支給要件)について確認をした上で以下のとおり提出いたします。また、当該計画書及び別紙の記載内容について相違ありません。

労働局長 殿

都道府県労働局  
受理印

提出日	平成 年 月 日	
1 申請事業主 (事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名を記入してください。)	事業主 又は 代理人	フリガナ 法人(予定)名 (※個人事業の場合、屋号名等を記入して下さい) フリガナ 役職・代表者氏名 (※役職名は、法人の場合のみ) 印
		主たる事業所の所在(予定)地 〒 - 電話番号 ( )
	事業主 又は (提出代行者・事務代理人) 社会保険労務士	(当欄は、申請者が代理人又は社会保険労務士の場合にのみ記入して下さい。) フリガナ 氏名 印
		所在地 〒 - 電話番号 ( )
2 設置・整備に係る事業所	名称 所在地 〒 - 電話番号 ( )	
	雇用保険適用事業所番号	- -
	事業所の業種・産業分類(小分類)	(業種) (産業分類・小分類)
	提出日の前日における被保険者数	人
	設置・整備及び雇入れの予定	主たる内容  合計額 万円 ・雇入れ予定数 人
	中小企業事業主に該当するか否か(※)	該当しない ・ 該当する
	創業(法人設立・個人事業の開業)に該当するか否か (該当する場合)創業基準日※裏面参照	該当しない ・ 該当する 平成 年 月 日
3 本奨励金の対象となる期間	① 本計画書の提出日	平成 年 月 日
	② 完了予定日	平成 年 月 日
		完了予定日は本計画書の提出日から18か月以内の日にしてください。
4 地域区分 地域が重複する場合も1地域区分を必ず選択してください。 ※地域区分により対象となる労働者が異なります。	同意雇用開発促進地域 ・ 過疎等雇用改善地域 戦略産業雇用創造プロジェクト実施地域	

(※)欄については法人単位で御記入下さい

処理欄 (労働局記入欄)	計画書受理日		平成 年 月 日				
	計画書受理番号		第 号				
	局長	部長	課長	課長補佐	担当官	係長	担当

# 地域雇用開発奨励金計画書の記入について

## 1 「1 申請事業主」について

- (1) 事業主(代表責任者)(となる予定の者)の氏名を記入して下さい。
- (2) 「事業主又は代理人」(以下「上欄」といいます。)及び「事業主又は(提出代行者・事務代理人)社会保険労務士」(以下「下欄」といいます。)については、申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に奨励金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同規則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に社会保険労務士名を記名押印し、提出代行者・事務代理人のいずれかに○印を付して下さい。
- (3) 計画書提出時点で、法人又は個人事業所を設立前の場合、欄外に連絡先(氏名、住所、電話番号)を記入してください。

## 2 「2 設置・整備にかかる事業所」について

- (1) 「雇用保険適用事業所番号」欄について:雇用保険適用事業所番号を記入して下さい。創業等の場合は「-」と記入し、雇入れと同時に雇用保険適用事業所設置届を提出して下さい。
- (2) 「事業所の業種・産業分類(小分類)」欄について:事業所の主たる事業が該当する日本産業分類の小分類とその番号を記入して下さい。
- (3) 「提出日の前日における被保険者数」欄について:計画書提出日の前日の被保険者数を記入して下さい。
- (4) 「設置・整備及び雇入れの予定」欄について:予定している設置・整備の主な内容(事業所の新設・増設、設備の購入、賃借等)・合計金額の見込み、雇入れの予定人数について記入して下さい。
- (5) 「中小企業事業主に該当するか否か」欄について:申請事業所が本奨励金における中小企業事業主の範囲に該当する場合は「該当する」に○印を付して下さい(該当するか否かの判断は法人単位で行い、完了日時点が基準となります)。
- (6) 「創業に該当するか否か」欄について:法人設立又は個人事業の開業を行う場合であって、本奨励金における創業の定義に該当する場合は「該当する」に○印を付して下さい。

※創業及び中小企業事業主の定義については、パンフレット、厚生労働省ホームページでご確認下さい。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/dl/chikikoyoukaihatu.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/chikikoyoukaihatu.pdf)

- (7) 「(創業に該当する場合)創業基準日」欄について : 創業基準日とは以下の日付を記入して下さい。

法人の場合:法人登記の日

個人事業の場合:税務署に提出した個人事業開業届出書に記載されている開業日、

または雇用保険の適用事業主となった日のいずれか早いほう

## 3 「3 本奨励金の対象となる期間」について

- (1) 「①本計画書の提出日」欄には、本計画書を提出する日を記入して下さい。  
この日以降になされた設置・整備及び雇入れが本奨励金の算定対象となります。
- (2) 「②完了予定日」欄には、設置・整備及び雇入れが完了する見込みの日(①の日から最長で18か月)を記入して下さい。

## 4 「4 地域区分」について

- (1) 同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域、戦略産業雇用創造プロジェクト実施地域のいずれかを選択して下さい。  
各地域区分毎に、雇い入れることのできる労働者の雇入れ等の範囲が異なります。  
各地域及び対象労働者の雇入れ等の範囲については、パンフレット、厚生労働省ホームページでご確認下さい。

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/120427.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/120427.html)

- (2) 一度提出された計画書の地域区分を変更することはできません。地域区分を変更する場合には、一度計画書の取下げを行い、再度計画書を提出することとなります。その場合でも再度計画書が提出された日が計画日となりますのでご注意ください。

## 5 添付書類

以下の書類を計画書に添付してください。なお、労働局長がその他の書類の提出を求める場合があります。

- (1) 地域雇用開発奨励金事業所状況等申立書(様式第13号)
- (2) 事業所の事業概要がわかるもの(パンフレット、組織図等)

**この計画書の提出をもって本奨励金が支給されるわけではありません。設置・整備及び雇入れ後、完了届(第1回支給申請書)を提出し、奨励金の支給要件を満たしていることの審査(実地調査を含む。)を経る必要があります。**

本奨励金は国の会計検査の対象となることがあります。そのため、支給決定後であっても上記添付書類の提出を求め、実地調査を行う場合があります。なお、偽りその他不正行為により支給を受けた場合、支給金額の全部又は一部を返還していただくとともに、以後3年間、雇用保険二事業の各種給付金を受けることができなくなります。また、偽りその他不正行為の内容如何によっては、刑事告発することもあります。